

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の推進を図るため、春日井市が財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業により助成を受け取得した映像機器等（以下「備品」という。）を無料で貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出備品は、別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 備品の貸出を受けることができるものは、区、町内会、自治会、コミュニティ推進団体その他市長が特に認める団体等（以下「団体」という。）とする。

(貸出期間)

第4条 備品の貸出期間は、5日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第5条 備品の貸出を希望する団体は、貸出を受けようとする日の1週間前までに春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(貸出の承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、貸出の可否を決定し、春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

(機器の管理)

第7条 前条の承認を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、当該備品を適正に管理し、使用するものとする。

2 借受団体は、備品を他の目的に使用し、他に転貸し、交換し、又は担保に供してはならない。

3 借受団体は、備品を使用するに当たっては、使用する行事等に参加する者に対し、備品が整備された目的及び方法を周知するよう努めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 借受団体が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更の承認については、第6条の規定を準用する。

(返却)

第9条 借受団体は、春日井市地域コミュニティ活動用備品使用状況報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 借受団体が備品を返却するときは、市長の点検を受けるものとする。

(破損・紛失届)

第10条 借受団体は、備品を破損又は紛失したときは、速やかに春日井市地域コミュニティ活動用備品破損・紛失届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(賠償等)

第11条 借受団体は、備品に損害を生じさせたときは、修理その他賠償の責めを負わなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、借受団体の責任において処理するものとする。

(承認の取消し等)

第12条 市長は、必要があるとき又は団体等が次のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 借受団体が当該備品を使用しなくなったとき。

(2) 借受団体がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定は、平成23年11月1日以後の貸出に係るものから適用し、同日前の貸出に係るものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分		備品名	貸出数	備考
映像機器		液晶プロジェクター	2台	
		移動用スクリーン	2台	
音響機器	屋外用	キャリイングアンプ	2台	それぞれワイヤレスマイク 1本、ピンマイク1本付属
		スピーカー	2セット	
		スピーカースタンド	2セット	有線マイク1本付属
		マイクスタンド	4本	
	屋内用	ワイヤレスパワードスピーカー	2台	それぞれワイヤレスマイク 2本付属

第1号様式（第5条関係）

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団体名_____

住 所_____

役 職_____

氏 名_____

連絡先_____

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱第5条に基づき、備品の貸出を受けたいので、次のとおり申請します。

貸出を受ける備品	
行催事の名称	
行催事の場所	
行催事の開催日	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
貸出を受ける期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間

※当該行催事の開催資料を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱第6条に基づき、 年 月 日
付けで申請のあった備品の貸出について、次のとおり（承認する・不承認する）
ので通知します。

貸出する備品	
行催事の名称	
行催事の場所	
行催事の開催日	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
貸出する期間	年 月 日 から 年 月 日まで 日間
不承認の理由	

第3号様式（第8条関係）

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出変更承認申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団体名_____

住 所_____

役 職_____

氏 名_____

連絡先_____

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱第8条に基づき、年 月 日
付けで貸出承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変更する項目	変 更 前	変 更 後

第4号様式（第9条関係）

春日井市地域コミュニティ活動用備品使用状況報告書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団体名_____

住 所_____

役 職_____

氏 名_____

連絡先_____

春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱第9条に基づき、借用した備品の使用状況を、次のとおり報告します。

使 用 日 時	年 月 日（ ）から 日間
使 用 場 所	
使用（借用） し た 備 品	
返却担当者 連 絡 先	氏 名_____ 電話番号_____
返却時確認 (職員記入欄)	良 ・ 不良 確認者

第5号様式（第10条関係）

春日井市地域コミュニティ活動用備品破損・紛失届

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者 団体名_____

住 所_____

役 職_____

氏 名_____

連絡先_____

備品を破損（紛失）しましたので、春日井市地域コミュニティ活動用備品貸出要綱第10条に基づき、次のとおり届け出ます。

破損（紛失）日時	年 月 日 時 分
破損（紛失）した備品	
破損（紛失）の状態	※紛失した場合は、警察へ届出をしてください。
破損（紛失）の経緯	※破損（紛失）した場所や当時の状況等を、なるべく詳しく記載してください。